



三重県公報

令和7年11月28日（金）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	規 則		
67	三重県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則	（下 水 道 経 営 課）	2
68	三重県会計規則の一部を改正する規則	（ 出 納 局 ）	2
	企 業 庁 管 理 規 程		
10	三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程	（ 企 業 庁 ）	2
	病 院 事 業 庁 管 理 規 程		
10	三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程	（ 病 院 事 業 庁 ）	2

規 則

三重県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年十一月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六十七号

三重県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則

三重県流域下水道事業会計規則（令和二年三重県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八号様式中「健康保険証欄」を「個人番号カード欄」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十二月二日から施行する。

三重県会計規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年十一月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六十八号

三重県会計規則の一部を改正する規則

三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六号様式中「健康保険証欄」を「個人番号カード欄」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十二月二日から施行する。

企業庁管理規程

三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和七年十一月二十八日

三重県企業庁長 河 北 智 之

三重県企業庁管理規程第十号

三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁会計規程（平成十九年三重県企業庁管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三十七号様式中「健康保険証欄」を「個人番号カード欄」に改める。

附 則

この管理規程は、令和七年十二月二日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和七年十一月二十八日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

三重県病院事業庁管理規程第十号

三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁会計規程（平成十九年三重県病院事業庁管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(伝票) 第十三条 (略) 2 収入調定票、調定収納票、戻入収納票、支出票及び支出負担行為併兼支出票は現金の収支を伴うものについて、振替伝票は現金の収支の伴わないものについて使用するものとする。 (過年度戻出) 第六十二条 第三十九条及び前条の規定は、事業年度経過後において、収入の誤納又は過納となった金額を戻出する場合について準用するものとし、この場合における当該金額は、特別損失として処理しなければならない。ただし、少額のものについては、現事業年度の費用として処理することができる。 (受入れ) 第七十六条 所属長は、企業出納員にたな卸資産を受け入れさせる場合には、振替伝票(第十二号様式)を発行しなければならない。ただし、現金の支出を伴うものは除く。 2 (略)	(伝票) 第十三条 (略) 2 収入調定票、調定収納票、戻入収納票、支出票及び支出負担行為併兼支出票は現金の収支を伴うものについて、振替伝票は現金の収支の伴わないものについて使用するものとする。ただし、現金の支出を伴うもののうち、たな卸資産に係る支出は、振替伝票を使用するものとする。 (過年度戻出) 第六十二条 第三十九条及び前条の規定は、事業年度経過後において、収入の誤納又は過納となった金額を戻出する場合について準用するものとし、この場合における当該金額は、特別損失として処理しなければならない。ただし、小額のものについては、現事業年度の費用として処理することができる。 (受入れ) 第七十六条 所属長は、企業出納員にたな卸資産を受け入れさせる場合には、振替伝票(第十二号様式)を発行しなければならない。 2 (略)

第十九号様式中「健康保険証等」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この管理規程は、令和七年十二月二日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>